

九州大学バレーボール連盟 令和 2 年度 補助事業

「県学連試合再開バックアップ事業」

九州学連所属の皆さん、昨今の新型コロナウイルスの感染拡大は、春季リーグ戦に続き秋季リーグ戦までも中止となってしまいました。特に最上級生にとって、学生生活（課外活動）の集大成である秋季リーグ戦が中止になったことは、大変残念なことと重く受け止めています。

日本スポーツ協会においても、スポーツ活動の自粛を余儀なくされた状況下でスポーツが持つ価値を、「身体を自らの意思で動かすことの喜び、プレーヤーの活躍が与える感動、人々の協働による社会活動の促進など」改めて考えさせられたと言っています。このようなスポーツが持つ価値を途絶えさせることなく、一日でも早く活動を再開するには、バレーボールに携わる各県大学連盟の方々のご尽力が必要不可欠です。

しかしながら九州各県の大学の状況を見ても、大学構内は立ち入り禁止が続き、授業はオンライン中心で行われ、新入生に至っては期待していた学生生活が皆無となっています。これまでの長期間におよぶ活動自粛を経て、新型コロナウイルスの感染拡大を防止しながらの活動再開には大変な努力と工夫が必要とされています。

そのため、九州大学バレーボール連盟では、バレーボールを支える皆様へ、新しい生活様式の中でのスポーツ活動再開に向けた経費をサポートするために、令和 2 年度補助事業として「県学連試合再開バックアップ事業」を下記のとおり取り組みます。

事業の概要

【目的】

「日本バレーボール協会」及び「日本スポーツ協会」の新型コロナ感染拡大防止ガイドラインに則り、各県内においての活動（試合）を行うための積極的取組に対して支援（活動資金上限 10 万円）することを通じ、九州の大学バレーボールの振興を図ることを目的とします。

（公財）日本バレーボール協会新型コロナ感染拡大防止ガイドライン

<https://www.jva.or.jp/index.php/topics/20200529-2>

（公財）日本スポーツ協会新型コロナ感染拡大防止ガイドライン

<https://www.japan-sports.or.jp/about/tabid1278.html>

【補助対象試合及び対象者】

(1) 各県学連が主催する試合（大会）であり、参加者は九州大学バレーボール連盟に今年度正規に登録していることとする。ただし将来的に九州学連への登録を考えている大学も対象とする。

(2) 令和2年度2月末までに終了する事業とし、各県1回（日数は問わない）の事業とする。また公募要領に定める要件を全て満たすもの。

【申請期間】

申請受付開始：令和2年9月1日（火）

受付締切：令和2年10月30日（金）

【申請方法】

必ず申請期間内に、上記の公募要領をご確認の上、必要な提出書類を下記宛先までメールにてご提出ください。またワード形式の書類は押印後 PDF に変換し送って下さい。

●申請書類一式の提出先・問い合わせ

九州大学バレーボール連盟 事務局

〒891-2393 鹿児島県鹿屋市白水町1番地 鹿屋体育大学内

電話番号 0994-46-4911（FAX 兼用） 070-5277-4428

E-mail hamada@nifs-k.ac.jp

総務委員長：濱田幸二

問い合わせの対応時間は、15:00～19:00（原則：火～金）となります。

公募要領

- ① 補助対象として認められるのは、**令和2年9月1日(火)～令和3年2月28日(日)**に発生した経費です（申請受付期間令和2年9月1日(火)～10月30日(金)）
- ② 事業内容に変更がある場合は事前承認が必要です
- ③ 指定日までに実績報告書及び決算報告書が提出されない場合、補助金は返納していただきます
- ④ 実績報告書等の確認時に要件を満たしていない場合には、補助金が減額される場合があります

重要事項

【補助対象者】

- ① 各県大学バレーボール連盟が主催する大会であり、参加者は令和2年度九州大学バレーボール連盟に登録していることとします。ただし将来的に九州学連への登録を考えている大学も対象とします
- ② 令和3年2月末日までに終了する事業とし、各県1回（日数は問わない）の事業とします。また上記の公募要領に定める要件を全て満たすものとします

【補助対象経費】

- ① 会場使用料、② 諸謝金、③ 消耗品費、④ 印刷製本、⑤ 雑役務費

【補助金の使用目的】

<試合の例>

- ・実施する大会の会場使用料
- ・無観客試合を動画配信
- ・オンライン会議の実施や動画配信に必要な撮影機材やシステムの導入
- ・大会 HP やパンフレット制作費
- ・審判員の謝金
- ・コロナ対策相談窓口を新たに設置するためのスタッフ配備や消耗品費

ただし、上限額は10万円です。

【必須：提出書類】

- ① 補助事業申請書（様式1）
- ② 補助金申請書及び請求書（上限10万円）（様式2及び様式2-1）
- ③ 実績報告書（様式3）
- ④ 決算報告書（委員長の署名捺印をもって監査といたします）（様式4）

●申請受付期間

令和2年9月1日(火)～10月30日(金)

●補助対象期間（経費及び事業実施）

令和2年9月1日（火）～令和3年2月28日（日）

交付決定は随時行います

●実績報告書及び決算報告書の提出期限

事業実施完了日から30日以内（期限内に報告書・決算書の提出が無かった場合は、補助金は返納していただきます）